

# 風をよむ

No.29 1996.01.25

編集：共産主義者同盟首都圏委員会  
発行：ウインドベル・ファクトリー  
連絡先：新宿区西新宿7-3-10  
山京ビル503-201

定価300円

定期購読：2,300円(年6回刊・送料込)  
郵便振替：00170-0-655767

## 復刊2号をお届けします。

村山の政権投げ出しから、自民党首班内閣成立と社会党の「社会民主党」への党名変更で幕を開けた1996年、漂流し続ける政局とは別に、昨年の「新防衛大綱」決定—「新中期防衛計画」策定と安保「再定義」論議を経て、自衛隊の中東—グラン高原派兵と突き進んでいる。

一層の激動を迎え、反戦反安保、性暴力の根絶、そして分離独立も含めた分権問題という、沖縄が我々に投げかけた三つの問いにどう答えるのか。



〈ソ連消滅以後の国際・国内情勢〉  
人民自身の政治的 direct 行動こそが  
すべての政治変革の原動力である…… 2

オウムに対する破防法・団体規制適用に反対する…… 6

「もんじゅ」が映し出す日本…… 7

『大震災』があらわに突きつけたもの…… 8

戦後50年から51年へ  
主体潰乱下の敗戦50年……10  
反天皇闘争・再論……12

沖縄の女たちは立ち上がった……15

本論文は、第9回総会で採択された第2号議案〈ソ連消滅以後の国際・国内情勢〉を加筆修正したものである。

# 人民自身の政治的直接行動こそがすべての政治変革の原動力である

この文書の主要な目的は、流動局面にある今日の我国における権力・社会再編についての我々の基本的視点を提起することにある。

## 1、国際情勢

### 一、世界認識の方法について

普遍性や世界性に発する総体的ヴィジョンは、今やどこにいても不人気だし、また困難でもある。とはいっても個別分析はどうかといえば、必要性に迫られてこそこの関心を集めるものの、政治的にも経済的にもその日暮しの自転車操業というのが実情ではないか？ これらのことには理由があって、どのつまりは今現在我々が立ち会っている歴史と社会の大きな転換の帰趨を誰もがつかめていないこと、従ってどこに世界をつかむ認識の基軸があるのかを、誰も言い当てることのできないでいることのためである。だから以下に示すのはその認識の枠組を示すことに止まる。さらに現実接近するためには認識のための補助線というべきものが必要と思われる

のだが、それは実践の中で発見していくしかない。ただし無前提にあれこれの現象を取り上げるのではなく、我々の場合とりあえず『テーゼ』『B・過渡期世界と現代帝国主義』（本紙二八号または『風』誌第五号参照）のレベルのことが前提になっている。

### 二、国際情勢についての 概括的ヴィジョン

九一年、ソ連の消滅による米ソ冷戦体制の終焉によって、ポスト・冷戦時代が始まったと言われる。以下、この時代を特徴づけ、規定する幾つかのモメントをあげる。

- a・政治的経済的な世界的基軸の消滅による、多極・不安定化。ドルの没落。脆弱なサミット体制。
- b・世界的規模での経済的停滞と長期不況。

### 三、社会経済的ジレンマ

a・緩い広域的経済圏の形成（EU、NAFTA、やや性格を異にするがAPEC）とWTOによる自由貿易体制の維持防衛。

b・ケインズ的一国経済政策と新古典派的経済的自由主義との対立と、後者の優位の下での相互補完。

これらの矛盾対立は、お互いに絡み合いながら、世界資本主義そのものの構造的な停滞と成長の限界に直面している。資本主義経済の歴史的経験ではこうした停滞と限界は、恐慌、戦争などの大規模な価値破壊によってしか解決できない。にもかかわらず、それを回避しようとして、先送りするために、一層その矛盾を拡大、内攻させて行くことになる。同時に資本の属性そのものによって維持される経済成長は、どんなにそれが微弱なものであっても環境破壊と資源の枯渇化とを加速度的に促すことになる。資源、環境要因とも結び付いた経済的破局がどのような形で顕在化するかについては予測の限りではないが、決してそれが遠い将来のことではないことを予期しておくべきである。

### 四、政治的危機の前兆

- a・唯一のグローバル・パワーとしての米帝の軍事的覇権の残存と漸時的衰退。
  - b・政治的大空位時代の始まり。国連は米ソ覇権に替わることはできない。広域的経済圏に対応する政治的・五極の形成。
  - c・地域的覇権主義、民族主義の台頭。
- 総じて、経済社会の国際化に伴う人口の国際的な流動化による、既存の国家秩序の解体

## 2、国内情勢

九三年自民党分裂以降、加速化して進められてきた「政治改革」、政治―権力再編をどう見るか、その帰趨は？ ここに当面の情勢を認識する際の主要な課題がある。

### 一、日本資本主義の現段階 およびその危機

世界資本主義のレベルでの八〇年代以降の産業構造の転換と、高次産業化、多国籍化に対応した日本資本主義のこの趨勢への同調が、激しい政治社会再編の運動を伴って推進されてきた。また他方では日本資本主義の一国資本主義としての成熟と没落の始まりを示す兆候が、国際収支の構造から観察されることとなった。『風』誌第五号「資本主義の世界体制の没落と過渡期世界の成熟」参照）この社会経済的要求に基づく、国際的国内的体制整備が緊要な課題となっている。

国際的には、米帝の相対的優位の下の、国

は極めて深刻な様相で露呈することになる。地域覇権主義と民族主義の台頭に伴って、世界の様々な地域で勃発している戦争状態はこの前兆に外ならない。

際三極化（厳密には日本―アジアは勢力圏としては政治的な自立を承認されていないので二・五極化）のなかで、日本帝国主義は米帝とアジア各国の利害対立にはさまれ、困難な位置に立つ。

国内的には、一層の産業基盤の転換、八〇年代末のバブル経済でためこんだ不良資産・債権の処理、など多くの課題を抱え込み、現在の不況局面を脱出する見通しは依然として立てられない。

### 二、日本国家の現段階と その危機

①戦後政治支配秩序（五五体制）の成立と解体。  
天皇と安保という二つの憲法外的政治枠組の中で存在してきた、戦後民主主義政治体制は、高度経済成長に支えられ、資本の膨張運動に追従し、これを助長するものとして存在

し続けてきた。介入主義的国家・福祉国家体制がこれに対応し、自民党と社会党による一と二体制がその政党的表現であった。だがその国際的国内的条件の激変と共にこれも解体した。九三年自民党分裂と連立政権の時代の始まりは、このメルクマールとなった。

②日帝権力再編の現段階  
国家権力の総体としてのレベルでの権力再編の課題と基本的骨格は、おおよそのところすでに我が国社会の政治的現実の中で提起済みになっている。(権威主義的国家主義、ただし、西欧的タイプとは、天皇主義に象徴されるアジア・日本の共同性に根拠をもつ政治的社会的紐帯と、在日米軍と自衛隊の存在、つまり安保体制とが、補完的に組み込まれている点で違う。)

④「政治改革」の現段階  
この間の一連の「政治改革」の停滞状況への不満、長期化する不況の下での社会的フラストレーションの蓄積。これらが消費社会化(高次産業社会化)、都市社会化という客観的な条件によって増幅されている。

不安定化した政治社会秩序の変動に機敏に対応すること(危機管理)、これが権力再編の中心命題である。具体的には行政改革による、肥大化した介入主義的国家機構の縮小と効率化が求められる。

③日帝権力再編の一環としての政党再編「政治改革」  
同時に、合意調達、政治的意志決定の効率化と、更にこれに加えて二極化した社会経済基盤に対応する政治勢力、政党の再編が要求された。エスノ・セントリズムカコスモポリタニズムか、へ1次・2次産業、旧中間層、地方)連合か、へ3次・4次産業、新中間層、都市)連合か。こうした形で対抗的に二極化

③「政治改革」の現段階  
この数年の「政治改革」にまつわる、マス・メディア、これに追随した知識人、主役づらして簇生した新党を自称するブルジョア政治家達、これに浮足立ってバスに乗り遅れまいとして名乗りを上げた一部の旧新左翼や市民主義者の空騒ぎに決定的に欠落していたのはこの観点である。だから今頃になって投票率の低落を嘆いたり、青島・ノック現象に一喜一憂してみたり、政治再編の停滞にいらだいて総選挙の必要性を説教したり、政党の政策とその支持者との間のネジレに首を捻ったりすることになる。この手の連中が、いざとなれば自らの言動についてはすっかり口を拭い、政治責任を他者になすり付けるのである

### 3、政治社会変革の主体的条件

従って、不断の拡大と成長とを、その本質的属性とする資本主義の維持延命を前提として、さらに現在の経済的停滞、政治的混沌状況における政治再編の中に、体制選択を抜きにした政治選択の余地があると考えられるのは、幻想に過ぎない。日米安保と天皇主義的国家統合を政治的枠組とする戦後政治支配秩序から、国際的覇権参入(国連常任理事国化)、

ここで検討するのは、戦後五〇年やあるいは五五体制の崩壊を画期として戦後左翼運動の総括というようなことではない。あるいはまたソ連・東欧国家社会主義の崩壊から第三インター・マルクス主義の総括を我が国左翼運動の総括に結び付けて行うというようなことでもない。前者のような問題について言えば戦後政治思想全般の中の我々の位置規定から問題にしなければならぬし、今そのような作業を行う準備は正直に言ってもではないが、新

改憲を含む国内統治体制の強化は規定のコースに外ならない。それゆえ、体制変革を抜きにした覇権放棄・中級国家化・小国化などの言説はデマゴギーに等しく、善意のそれであっても、今日の我が国の国家社会に対する批判的立場の表明として理解しておく必要がある。数年前であれば社会党の再編に期待をかけて今こそ社会民主主義の時代がきたなどと吹いて回ったり、最近では「さきがけ」に勝手な思い入れをして、政治的リベラリズムがトレンドだなどといふふうな人々には、熱に浮かされようが絶望しようがそれは勝手というものだが、いやしくも何事かを社会的に表現しようとするのであれば、まずはその政治的観念の転倒をこそ自覚してもらわなければならない。政治的観念がよって立つ現実、社会的経済的基盤についての認識が第一の要

件である。  
とりわけ政治的左翼の解体状況の中で、こうした類いの言説との闘争を通じて、旧来の左翼の教条的立場表明(総保守化、反動化一般についてのステロタイプの様々な言説)とは異なる、今日の政治社会に通用しうる革命的政治認識と、その言説とを求めめるための自己刷新が必要である。  
権力と制度の再編を、政党再編に一面化し

て理解してはならない。こうした政治統合からはみ出す社会勢力のみが我々の政治的実態基盤となる。また政治改革の局面の推移に目を奪われて、急進的直接行動の可能性を放棄してはならない。制度にかかわる政治はそれがいかに「現実的」に見えようとも、いわば「死んだ抽象」であり、それは運動を条件付けるものに過ぎないこと、また特定の政治的理念こそが運動の指針であること、そして人自身も政治的直接行動を基礎とする運動こそが政治的なるものの生成の現場であり、すべての政治変革の原動力であることをしっかりと押しておく必要がある。

#### 〈付論〉新左翼の終焉と非権威主義的左翼の結集

左翼が終わったことは既に我々の実感では確認すみの事柄である。後者の問題については幾分かは関連するが、第三インター・マルクス主義の総括についてはそれとして扱うべきと考えているので、十分とは言えないが、差し当たりは『風』誌第5号所収の該当する諸論文等の参照を求めておくしかない。問題になるのはもうすこしリアルな運動の実感にかかわることである。現在我々はネオ/ポスト・マルクス主義政治思想潮流の形成と、次世代共産主義運動の準備とともに、非権威主義的

う事は目に見えている。我が国(国家・市民社会)の枠組、もっと端的に言えば、現行の議会制民主主義の枠組を前提として考える限り、現在の政治再編の帰趨を見極めることはできない。  
③「政治改革」の現段階  
この間の一連の「政治改革」の停滞状況への不満、長期化する不況の下での社会的フラストレーションの蓄積。これらが消費社会化(高次産業社会化)、都市社会化という客観的な条件によって増幅されている。  
二(三)極その他、その分解の構造が結果するところは依然として流動的である。しかし、いずれにせよ事実上は類似した保守二党体制に収斂し、その支持基盤の相違だけが問題になる。だがここでは即目的階級基盤はその政治内容を規定しない。ブルジョアの労働者党などの歴史的事例を念頭に置いておきたい。つまりすぐれてヘゲモニー理論が適用されるべき政治過程であることの認識が必要である。  
第三極(社民リベラル)の可能性も結局のところ、この改革の基本構図の範囲に収まる。つまりこの二・五極の可能性しかない。こうした政治再編のもとにあつては、もっとも犠牲を強要されることによって、旧小ブル(特に旧中間層、都市零細商工業者、農民)の動向が注目される。すでに農民と、公明党、共産党の動きはそれぞれの意味で顕著なものとなっている。

左翼の結集を呼び掛けている。これらのうちの最後の課題にかかわる問題がそれに相当する。

では権威主義的左翼とはなにか？ 端的に言ってしまうと権力と権力の独占を専ら事とする左翼のことに外ならない。これに対してそんなつもりはないというような類いの心情倫理的な言い訳や、価値相対主義による複数前衛主義の蹈晦は何の役にも立たない。

とするならば、非権威主義的左翼は、自己の政治的言説を提示するに当たってその受け手と対等の関係におくことを最低限度のモラルとし、さらにそのことを自らの政治的行動原理のうちに組み込んだものでなければならぬ。だが今日の実際の政治的風景においてはこのことを貫徹するのはそれほど容易ではない。議会制民主主義は、その政治的共同

体への参加を条件として、一票制の手続きを制度的に保証することによって辛うじてこの条件を仮構的に満たしているが、政治的大衆行動の場にあつてはこの条件は役に立たない。党の主体は実体主義は一方ではその政治動員の相対的規模の大きさに従って、つまり党の自然発生性に拝跪することによって、自己の政治的価値の主観的序列に従う構造を生みだし制度的に固定化することになる。これは党の保守主義を結果し、なんと自称しようとスターリン主義と人々に見なされることになる。他方では民主主義の制度的政治に党を解消してしまふ。いかに新しい意匠を身に纏おうと、純然たる議会主義であることに変わりはない。これは現在の我国における政治再編の局面にあつては、変動するヘゲモニーを追跡することによって、相対的にラジカルな選択ではあつ

たが、わが国市民社会のパートナー、構成要素としての自己規定を、相対化し否定する契機をもたないために、市民主義—民主主義の制度的枠組に取り込まれる結果となる。政治的リアル、あるいは敢えて言えば革命の現実性を、ブルジョア政治過程の実効性と取り違えたことの結果に外ならない。

そこでやや唐突ではあるが、政治的大衆行動に基礎をおき、なおかつ上記二つの傾向に含まれない残余の政治的小集団の非権威主義的左翼としての形成が課題として浮上する。その結果の政治的意義を定着させ、さらに既存の制度的政党的政治枠組の解体を促す実践が求められることになる。その意味するところは、「空の空の空を撃つて、星にまで達することを期すべし」（北村透谷『人生に相対する』）と、これである。

### 破防法発動に反対する

## オウムに対する破防法・団体規制適用に反対する

村山政権の歴史的暴挙を許すな

九五年二月一日、村山首相はオウム真理教に対する、

破壊活動防止法の団体規制（解散の指定）適用を行うことを決定した。既に官報への公示等このための手続きが始められており、早ければ本年夏

てあえて歴史に残る暴挙を行つたことになる。オウム真理教の思想と行動が革命の名に値しないことは言うまでもないが、これを口実として発動されたこの破防法適用は、権威主義的国家体制の一層の強化を目的とする労働者階級人民への予防反革命攻撃であり、我々は決してこれを黙視してはならない。（オウムの思想

と行動については改めて別の機会に検討する。）

### 反革命治安法としての破防法

破防法の基本的性格を知るためには、まずはその成立の事情を見ることが必要である。五一年九月、朝鮮戦争のさなか、サンフランシスコ対日講和条約と日米安保条約が調印

された。これは米帝国主義の東アジアにおける反共戦略のための基礎を固めるものであると共に、日本帝国主義の再建のための基本的条件を形成するものとなった。そしてそれに対応する国内治安体制を、戦後革命期の余韻と朝鮮戦争に対する革命的反戦闘争の激化の中で確保する反革命治安立法として五二年四月に成立させられたのが破防法であった。従ってそれは、これに先行する「団体等規制令」等の「治安三法」を直截に引き継ぎ、中国、朝鮮人民の民族解放・革命闘争に連動する我国革命運動の鎮圧、より具体的には在日朝鮮人民と日本共産党の革命闘争への弾圧とその徹底的な解体を目的としたものであった。

破防法は「団体の活動として暴力主義的破壊活動を行った団体に対する必要な規制措置を定めるとともに、暴力主義的破壊活動に関する刑罰規定を補正し、もって、公共の安全の確保に寄与する」（第一条）ことを目的としている。

ここで言う「暴力主義的破壊活動」とは内乱、外患、騒擾、放火、爆発物使用、電車・汽車等往來妨害、殺人、強盗などを指す（第四条）。つまりところ革命行動であり、これを実行する革命組織に対する弾圧を目的とする法律であることが分かる。

我が国の国家権力とその体制の維持防衛がその目的であり、これに対する挑戦は総て違法と見なされる。

### 破防法の反民主主義的性格

こうした目的に伴って、この法律の適用についての恣意的な拡大解釈の可能性が生まれる。教唆、扇動、予備、陰謀が広範囲に取締の対象とな

る（第四条）。更に進んで革命運動・組織の潰滅を目的とした活動の禁止（第五条）、解散の指定（第七条）が定められている。今回のオウムに対する適用は、この第七条によるもので、最も厳しい処分である。だが他方ではこうした拡大解釈の可能性に伴う法的な不備と反民主主義的性格についての指摘と批判は周知の事実ともなってきた。それゆえにこそ法制定以来、団体規制適用は一度も行われては

はできない。警察、公安調査庁をはじめとする国家権力の不当弾圧、違法捜査を厳しく指摘しなければならぬ。こうした権力弾圧に反対するとともに、暴力嫌悪、政治不信の社会思潮の中で、激する事なく粘り強く革命の権利を擁護して行かなければならない。社会的不正と権力の暴政に対して、暴力を含むあらゆる手段でのその変革の権利を投げ出してはならない。オウム破防法攻撃に対して我々は、六九年四／二八破防法、七〇年六月塩見破防法、七一年松尾破防法、それぞれの裁判闘争が模範を示してきたように労働者階級人民の革命の権利を主張する。

### 反原発・「もんじゅ」を廃炉に

## 「もんじゅ」が映し出す日本

淡路・阪神大震災で幕を開けた一九九五年、十二月八日

に高速増殖炉「もんじゅ」の

重大事故が発生した。日本の原子力行政は一貫して、その秘密主義を指摘され

続けてきたが、今回の重大事故に関しては事故現場のビデオの改竄にとどまらず、事故直後に撮影されたビデオまで隠し続け、その社内調査責任者（総務部次長）が自殺するという事態にまで至った。死者に鞭打ちつもりはないが、原発推進という国策の犠牲者としてだけでなく、文字通り「社畜」としての痛ましい死

と言うしかない。高速増殖炉「もんじゅ」は、原発問題だけでなく、日本の社会の様々なひずみが吹き出している。かつて原子力資料情報室の高木仁三郎さんが「プルトリウム社会とは核の恐怖に包まれた超管理社会である」と警告したような事態が明るみになったのである。

### 動燃は恐ろしい事故につながることを知っていた

科学技術庁は動力炉・核燃料開発事業団（動燃）とともに、「核物質防護」を盾に「情報の非公開」を正当化してきた。そして原発推進によって都合の悪いこと的一切を明らかにせず、原子力行政は絶対に誤りはないことを言いつ

のってきた。

それは、原発推進という「失敗は許されない」国策のためでしかなかったのである。そして事故の危険性に対しては、だれも信じていない「絶対の安全」を強調し続けてきた。（地震に対しても「原発だけは大丈夫」などと口走ってさえたのだ。）だからこそ、度重なる事故に対しては、情報隠しというよりは、事実そのものを隠蔽し、「事故などは起きていない」などの虚偽の報告を積み重ね、隠し蔽せなくなると「トラブルはつきもの」「きわめて軽微な事故」と強弁してきた。

それはマスコミが指摘するように「事故の拡大防止を優先する……安全教育が欠けていた」（朝日新聞）という

レベルの問題ではない。原発にとつて、「起きてはならぬ事故が起きてしまったこととを、どう誤魔化すのか、と繕うのか」が最優先になっ

てしまっているのである。「もんじゅ」は冷却剤として自然発火・爆発の可能性がきわめて高いナトリウムを使用せざるを得ないことから、その危険性が指摘されてきた

が、今回の場合、まさに指摘されたナトリウム火災が現実のものとなったのである。そして事故発生後も、緊急停止措置さえとらず、原子炉の出力を徐々に下げよう指示した。これは「油断」（朝日）していたなどというものはなく、「緊急停止」重大事故を無意識のうちに避けた結果としか言いようがない。

加えて、今回の事故に対して漏れたナトリウムの総量すら把握できず、ナトリウム化合物を排除する装置・器具を用意していなかったなど、「動燃が高速増殖炉を制御する技術力を持っていない」（たんぼ舎の声明より）ことが暴露されたのである。

### ストップ・ザ・もんじゅ

現地では、今回の事故発生以前に「福井県にこれ以上の原発はいらない県民署名」が行なわれ、二二万を越える署名を集めた（県人口八二万）。美浜町の松下照幸さんは「増設に反対する人が四五十万人いるから、二二万もの署名が達成できたと思う」と一月十四日に東京で開催された「地震と原発・全国集会」で

報告した。

「地域振興」の名の下に原発を積極的に誘致してきた福井県でも、自民党県議が「沖繩の大田知事は、国に対して毅然として県民の立場を貫いた。知事の感想は……」と質問したと言う。そして各自治体でも「もんじゅ」の廃炉、永久停止、凍結を議会で決議しており、県内35の市町村のうち、24市町村が意見書や要望書をとりまとめた。

松下さんは「ドイツの高速増殖炉をストップしたのは連邦政府ではなく、ドイツの州政府であった。日本の高速増殖炉を止めるのは福井県であるべきことを訴えたい。」と語った。

「ストップ・ザ・もんじゅ2000」

# 『大震災』があらわに突きつけたもの

二次死亡を含め六三〇〇人を超える犠牲者を出した「阪

神・淡路大震災」から1年。神戸を中心とした被災地では、

人の生活も表面上は落ち着きを取り戻したかにみえる、し

かし、市街地の表通りを一步步

入るとさら地が目につき、壊

的弱者」なのだから。

震災1周年にあたり、『神戸黒書―阪神大震災と神戸市政』（市民がつくる神戸市白書委員会編、労働旬報社）が発刊された。「本書を貫く基本的視点は「人権」です。最近、一般に人権感覚が鈍くなっていることが危惧されますが、震災時にはたして、被災市民の人権が守られたのか、に焦点が当てられています。」（『黒書』）。この1年、震災があらわに突きつけたものは、「人権の回復」ではないだろうか。阪神大震災は、専門家に言わせれば中規模の地震であった。それがどうしてあれほど甚大な被害を出した震災になったのか。『黒書』では、大震災は、人権軽視で来た神戸市という行政組織が招いた「行政犯罪」であると告発している。

### 浮かびあがる被災の階層性

震災による死者をみると、いくつかの特徴があった。年金暮らしでは老朽化した狭い家しか住めない高齢者、災害

時の対応が困難な「障害者」、低所得者層（世帯収入が300万円未満が犠牲者の84%を占める）、さらに、震災は在日韓国・朝鮮人、外国人労働者、被差別部落住民にも大きな被害を与えた。（『黒書』）防災や福祉を置き去りにし、全国でのモデルと持て囃された神戸市の「都市経営」路線―公共デベロップメントとして、土地購入・造成・売却・購入というサイクルを企業経営的に展開―を推し進めた結果、ツケを結局市民が払わなければならぬことは、あまりにも残酷なことである。

「震災は、日ごろ隠されていた（あるいは見逃していた）社会システムの亀裂や影の部分を浮かび上がらせた。神戸市の都市基盤整備が、防災や福祉などの点で、いかに脆い基盤に立っていたかを、あらわに突きつけたといえま

しょう。」（『黒書』）被災者の人権が侵されていると訴える、内橋克人さん（経済評論家）は「国民が危機に立ったとき国家が行うべ

き救援・ケアとは」の問いに、「同情とか施しではなく、人権の回復です。人権はいかなるときでも守られなくてはならない権利です。避難所にいるからといって生活保護費を削る。仮設住宅に移れないテナントの住民に都市公園法という平時の法を前提に立ち退きを強要する。生存条件の基本である住まいの再建をめぐる

ては当時の村山首相が『自然災害に個人補償はない』と答弁し、国家財政の投入を拒んだ。アメリカでは、米連邦緊急事態管理庁（FEMA）がノースリッジ地震の被災者に、発生から3日目に住宅の損害規模を調べずに最高1万2千2百ドルの小切手を配った。ここにはケアの思想がある」と語っている。

兵庫県は、神戸、西宮、芦屋市、北淡町の計10地区を復興区画整理事業（復興街づくり計画）の対象に選び、震災から二ヶ月しかたないうち、

火事場泥棒的に、都市計画決定をした。事前に住民の意見聴取も行わず、突然計画を示

して決定したため住民は猛反発。一部で大幅の変更を迫られるなど、住民と行政の対立を生み出し、事業は遅々として進んでいない。ここにもまた、住民排除や形式だけの住民参加という、被災者の人権侵害ともいえる行政の傲慢さを垣間みることができ

る。市が国の決めた基準に沿った「施設中心のまち」を目指すのに、住民は住民同士の「触れ合い（コミュニティ）」を重視する（『朝日』）、行政の机上の機械的冷たさと住民の血の通った暖かみとは交わらない。内橋氏は言う「市民参加とは、参加の権利の再分配で、権力なき市民参加はあり得ない。市民の決めたことが権力的な裏付けをもって実現されなければならない」、「生存条件の基本である住まいの再建は、『人権の回復』である」と。

復興に名を借りた開発路線を支える癒着構造

神戸市は、昨年十一月、市の大幅な人員削減を伴う機構改革、震災復興を名目に福祉や住民生活に必要な予算の大幅な削減、と大リストラ案を打ち出した。「財政危機と復興というジレンマに立たされた神戸市は、国からの補助や空港等の大型プロジェクトに望みを託している。……震災復興の大義名分のもとに、環境や福祉などは二の次という荒っぽい開発路線が、今後まかり通ろうとしている。『いつか来た道』へ戻るだけでは、あの惨禍はあまりに大きすぎたのではないか。このことは、ひいては『戦後五〇年』に対する私たちの姿勢が問われていることにも通じるのでしよう。」（『黒書』）

『黒書』は「神戸市では、オール与党でチェック機能を失った市議会、市政と労働組合の癒着が被災者の人権侵害を生み出した」と指摘している。労働戦線の再編、冷戦構造の終焉という流れの中で、資本からの「人権の回復」を求めるのは、われわれ労働者も同様の状況ではないだろうか。

# 戦後50年からの敗戦50年 主体潰乱下の敗戦50年

敗戦50年の去年の春から、戦後補償に取り組みグループ、反戦反基地反派兵、反天皇制、そして日韓連帯など様々な戦線が結び合って「敗戦50年問題連絡会」がスタートした。しかしこの敗戦50年としての一年を経て、制度圏と運動圏の地割れが埋めがたく、それぞれの運動の衰弱が顕著な中で、課題は山積みしていると言わねばならない。その中でFAXを運動メディアとして駆使するなど新しい運動形態も作り出した「侵略戦争賛美決議に反対する全国ネットワーク」の闘いは様々な戦線をも巻き込んで展開された。

天皇制は「国家にとって都合のいい歴史を物語ることを通して、それをあたかも民衆自身の物語＝歴史であるかのように記憶させる装置」であるといわれる。

「戦後五十年」を控え、九四年から各地方議会レベルでの、戦没者追悼・感謝・侵略戦争賛美決議が相次いだ。現在まで県レベルで26、55%、市町村レベルでは80ほどの議会決議がなされているが、その殆どは共産党を除く超党派によってなされたという。(その中にはマスコミでも報道された塩竈市議会のように、右翼の恫喝によって「戦争反省」から百

## ナショナリズム

### 国家主義の渦

「侵略戦争賛美」決議へ動いた右翼・草の根保守の動向を見定めるため現下のナショナリズム状況を天皇制との関連でみておくことが必要となる。それはオウム現象で露になった異者排除、阪神大震災における国民一体感と自衛隊待望、そして危機管理への大きな流れの導出とも結びつく。

〈国民統合の象徴〉として天皇制は、戦後の象徴化過程で「日本人」「日本文化」という共同体と再結合してきた。しかし自らの「象徴たる権威」のほかは、「象徴の本性が、或るものとして、不在の或るものかわりに現れる能力」によって発現する権威は消滅したとされてきた。それ(新たな権威)は出現しないし、終わることない記号の循環だけが残される。(情報資本主義の生産＝消尽と即応する)それでも、経済生活場面では近代化過程からファシズム期、現在にいたる一直線の連続性がある。「日本の経営を特徴づける集団目標への献身、その献身における厳しい競争、またそれに不可避となる働きすぎ、こうした勤勉や規律の

国民的規模での訓練、心の習慣」である。

このような経済生活の秩序、社会的文化的コードは地域社会、家、村から草の根ファシズム的な様相で形成されてきたものであり、天皇制の記憶をベッタリ貼りつけている。日常生活を支配する権力は、「中心点たる象徴」の効果を通じて現れる。

こねない言葉かもしれないが「経済生活」コードは天皇制からの自由を生み出してはいない。この場合、「天皇制」という言葉があまりにアイマイであるとするならば、今後「戦時動員体制」という角度からの分析も可能となると思う。

話を前に戻すが、象徴天皇制という権威とは「不在のあるものかわりに現れる」。これによって、その象徴の権威性を増幅、膨張させることとがないのであろうか。経済大国として(経済生活そのものが近代化過程を貫いて天皇制のコードを背骨としてきたのだから)のアイデンティティがまず、第一にナショナリズムとして象徴に環流する。

第二には「靖国の英霊」である。かれらは死者であることで不変の顕彰を受ける。永遠の叫びをあげることでできる。究極的には無であるよ

うな強靱さとしての象徴は、ほとんどヴァンパイアである(英霊)と結びつくことで、グロテスクな相貌を表わす。

## ナショナリズムの解除へ

五〇年を経て現れた「日本人の物語」ナショナリズムはどのような特性をもつものだろうか。ひとつには「政治が文化のフィルターを通して現れる」ということ。歴史は単に自然へと還元され、誰も責任を負う必要がなく、いろんな変化があっても単に同一性の反復であるとする。国家は「対象化できないほどそれに包み込まれている超越的なあるもの」、自然の所与とされる。天皇制をはじめとして、司法・行政・立法の諸制度、軍事諸組織、国籍・戸籍制度に至るまでの「制度」国家法「組織」が変更可能なものであるにもかかわらず、海・山のような自然の一部として加工できないもの、無関心と恐怖の対象としてしまふ。伝統・文化の原



1995年12月21日から3日間、東京の全水道会館で「アジア民衆法廷準備会」による「大法廷」が開催され、「日本国家と民衆に戦争責任はある。」という判決主文が出された。

理化。国家の政治判断・政治判断をも選ぶことのできないものとして、自然性と一体化させ価値の一部としてしまふ。もうひとつは、「日本的オリエンタリズム」としてのナショナリズム。

〈他者としての欧米〉に触発され、そのトラウマからアジアの一員でありながら、そのことを忘却するためアジアへの差別意識(日本は欧米同様の正統な歴史発展をとげたが、アジアはその正統的發展を逸脱する、異系・停滞を運命づけられている、とする)を強化した。アジアの一角に位置しながら、アジアを欧米的なオリエンタリズムの視線でとらえ、アジアから日本への視線を許さない。他者視線・他民族との関係をとれない。否、とらないことで生き延びてきた。したがって「見る主体」としての「日本人の物語」に閉じこもるしかない。

## フィクションとしての「右翼」との闘い

### 「右翼」との闘い

「日本はその敗戦によって、戦争目的であった『大東亜共栄圏』を獲得することができた、アジア太平洋戦争の真の勝者は日本であった。」というようなことがよく語られる。そして度重なる閣僚連中の妄言(まるで年中行事だ)は、「南京事件は

なかった」から始まり、あるいは「植民地支配はよいこともあった」など、遂に歴史は(空虚な事実)ではなく、(豊饒な主観)に属することを私たちに強制する。

右翼・保守勢力が十五年戦争を、アジア解放戦争を讃え、そして飢えや熱病で置きざりにされ無惨に死んでいった兵士を「英霊」とはめ、「天皇のために一命をささげた」という時、彼らの中のフィクションは誰はばかるとなく、激しい空回りを止めないのだろうか。その空回りによって地方議会などで戦争賛美決議をめぐる攻防があり右翼側としても及第点となる成果をあげた。しかし、それは、敗戦によって「大東亜共栄圏」が実現したというパラドクスの渦中においてである。

天皇という幻影、右翼という幻影に真に結着をつけるところまでいくにはそれなりの時間を要するのだから。資本のシステムと融合したこれらのフィクションをあまりに膨張させてしまうことは単にロスタイムを増やすことにしかならない。私たちの日常不断の取り組みが不可欠となる。

# 戦後50年かち51年 反天皇闘争・51再論

一九九五年、大震災からオウムの方で、もう誰も忘れてしまったかのような、五十年問題に対する「国会決議」が出され、アキヒトは沖繩を含む、新たな「巡幸」（慰霊の旅）を行った。

天皇の存在が否応なしに我々に突き付けてくるものは、連帯ではなく分断を、共生ではなく差別を、自治・自律ではなく管理・従属を強いるものであり、民衆の国家への隷属の強化という事実である。特殊に強固な国家主義、権威主義に覆われている日本と、そこで暮す民衆にとって、天皇制の廃絶はやはり、絶対に必要なことであることは間違いない。

## Xデー攻撃の中で考えたこと

まさに「天皇潰け」の二年余であった。しかし、天皇の生死をめぐる最大のヤマ場を利用して、民衆の意識を天皇・皇族に向けさせる「踏絵」「昭和の終る日・菅孝行」という敵の目論みは成功を納めなかった。自粛・服喪を通して、少なくとも天皇制のもつ「うとうしさ」は日本の民衆の中に亀裂を生じさせた。政府はこのことに気づいたのか、すぐ「服喪の強制」から「奉祝キャンペーン」に切り替え、平和と民主主義を

標榜する君主・アキヒトとしてイメージアップを計る一方、その元首化と神格化を推し進めた。

もちろんイメージアップに関しては、数多くの「事実」が反論してくる。例えばヒロヒトに関しては、①『中国侵略』への肯定的関与と日米開戦の推進。②『アト・一撃』論と沖繩戦、広島・長崎への原爆投下。③『聖断神話』。④『降伏の詔書』。⑤『朕はここに国体を維持しえたことを喜ぶ』。⑥『人間宣言』(あれは「人間宣言」に重点があるのではない)。「五箇条の御誓文」によって日本の進路は決まっている。敗戦

によって落胆している国民を、自信をもって進むように激励するのが目的だった。⑥『沖繩売り渡し』(東京裁判)が開始し、戦犯として起訴されるかも知れないという一九四七・九でのマッカーサーへの「親書」。⑦『東京裁判』の判決の日(一九四八・一一)、宮内庁長官がGHQに天皇の意向に退位せず、を伝える。等々、枚挙にいとまがない。

しかし単に事実をもって反論するだけでいいのだろうか。「無知」の産物なら「啓蒙」で済む。だが、浅見寛彦が語るように、「民族・文化・国家が無根拠な『所与』である以上、各個人はそれらにナイーブに帰属することになる。そして、民族・文化・国家が諸個人のそうしたふるまいの総和において構成されていると、これまたナイーブに了解するならば、すでに論じたような象徴天皇制擁護論が前提にしている統合性の恒常的存在という『事実』認識が成立することになる。……(それらは)論理的根拠を問題にしない性質のものであるがゆえに、その意識態度の無根拠性と虚偽性を批判して態度変更をせよとゆくための、共通の論理的コミュニケーションの土俵が設定できない」という困難に立ち向か

わざるを得ない。

## 生き延びた象徴天皇制

第一に何よりも、「ヒロヒト」が戦前と戦後を貫通する「もの」として残った。

「王の本質は生殖行為である。」という至言がある。まさしくヒロヒトの肉体を通して天皇制は生き残ったのである。憲法―法制度的にいから戦前と戦後を切断しようとしても、太陽神の子孫としての大日本帝国天皇ヒロヒトが一瞬の中断もなく、当然のように「新憲法の天皇」に就任したことは、世襲制の残存とともに「万世一系」そのものが何の疑問もなく存続したことに他ならない。

第二に、その天皇は国家神道の「現人神」としての位置と役割を保持しつづけている。天皇は、現在でもすべての国家神道の祭祀を主宰者として行っており、祭司王としての日常生活は何らの変化もないのである。もちろん憲法上それらの祭祀は「私的行為」とされており、それらを司る職員は天皇個人の使用人(私費)内廷費として国家予算の支出(である)になったとはいえず、それら儀式への首相等の参加は新憲法施行

以降、現在においても行なわれているのだ。そして「三種の神器」なるものすら「皇位と共に伝わるべき由緒あるもの」(皇室経済法)として、無傷で残った。そもそも政教分離の下では、国家神道も、その国家神道によって作られた靖国神社も存在しえないにもかかわらず、(そして強力無比な近代天皇制の国家イデオロギーとして形成された国家神道は、自ら宗教ではないと強弁していたにもかかわらず)宗教法人として共に生き延びた。

第三に、旧憲法からの「革命的転換」として成立した新憲法も、形式においても内容においても天皇制国家の残骸を引きずっている。例えば大日本帝国憲法は廃止されたのではなく、その七三条による改正として、新憲法は生まれた。もちろんこれは手続き上の形式であるが、しかし新憲法公布には「上諭」なるものが付され、そこには「朕は、日本国民の総意に基づいて、……帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめ」と書かれており、当然のごとく閣僚連署の前に「御名御璽」がある。そして旧憲法を受け継ぐように「第一章」に天皇条項がそのまま居座った。さらに「天皇」という名称

がそのまま使用されているだけではなく、「皇室典範」をはじめ「摂政」「内閣」「大臣」などの旧憲法における表現がそのまま引き継がれており、新憲法の根幹をなすといわれる「国民主権」規定は、その天皇規定の中に並列的に書き加えられているにすぎない。

第四に、戦前の天皇制を法制度的に支えた皇室令は、すべては廃止された。しかし、「登極令」をはじめ諸々の旧憲法下の皇室関連諸法規は、皇室行事が営まれる毎に「伝統・慣習」や或いは「前例踏襲」という形で事実として残った。そして「形式的儀礼的」行為であれ、国会の召集や解散、総選挙の公示そして総理大臣その他の任命、大使・公使へや認証(あたかも国家元首としての役割を演じている)などが残り、そうすることによって天皇の「至高の権威」は排除されず、天皇への特権的超然的敬意・崇敬が、再編されつつ残った。さらに恩赦が残った。叙位叙勲が残った(六四年、生存者叙勲が復活)。元号が残った(七九年、元号法として復活)。「日の丸・君が代」が残った。

敗戦直後における首相であった幣原喜重郎が「皇室さえ残しておけば、

何でも取り返せる」と豪語したのは決して「負け惜しみ」ではなかったのだ。

## 天皇の権威の再編強化 ―象徴天皇制なるもの

「国体」は変更された。「神聖にして不可侵」の絶対主義的性格は根底的に転換した。しかし天皇も天皇制も残ってしまった。

戦後における天皇制攻撃は、日本国家の政治的・社会的統合に連動する形で仕掛けられてきた。そして現在、権威主義的国家主義への戦後民主主義的統治形態の変質の中で、一段と強化されてきた。元首化・君主化・神格化の根拠を一切の領域において払拭しえなかつたがゆえに、すなわち象徴天皇制を許してしまつたことに今日の事態が存在していると言えよう。そこではその攻撃が象徴天皇制からの転換か、その枠組みの中での変質かは、差当り問題にはならない。もちろん「民主主義的天皇制」なるものと、戦前型天皇制の像を含む「絶対主義的天皇制」との対立や、後者における「内ゲバ」などそのパリエーションはさまざまであろう。しかし、憲法が絶えず天

皇制強化の攻撃の法的源泉ともなってきたことは事実であり、「象徴」規定そのものが、或る意味で元首化も君主化・神格化も可能とする道を用意していたことを考えれば、「憲法規定におけるミニマムな天皇制」を要求することすら困難な現実「山内敏弘」からだけでなく、「護憲」は何の力にもなりえないであろう。現憲法第四条で、天皇は「国事に関する行為のみを行ひ、国政に対する権能を有しない」と定められ、国事行為として第六條、七條を含め総計十三の事項が列記されている。これらの条項は制限列挙「長谷川正安」であり、これ以外は「国事行為として認めない」という意味で、国政不関与の具体的規定とされた。しかし「準国事行為論」や「公的行為論」によって天皇の権能が拡大強化される一方、制限された形式的名目的国事行為を通じて、「行政・立法に優越する天皇」像を振りまき、象徴としての「権威」を、国事行為そのものが生み出していった。そしてそれを支え、拡大するための旧憲法下の様々な「儀式」とアイテムが再生され(恩赦・叙位叙勲・道徳教育・紀元節・元号・「日の丸・君が代」など)、新たに作り出された(国体・

植樹祭・海づくり大会など)。天皇とその一族は、日常的な生活においても、厳重な警備や過剰な応接そして超越的な特権的待遇を与えられ、彼の天皇としての日常は：天皇が「現人神」であったときに払われていた敬意と同じ敬意が払われている。「松浦玲」のである。

さらに忘れてはならないのは戦前の天皇制国家を支えた「学校と軍隊」は、形を変えたとはいえず今日でも、その役割を十分に担っている。とりわけ天皇制のイデオロギー装置としての学校とマスコミの二つは多くの論者が語るごとく特筆される存在である。あの「天皇を敬愛することは日本国を敬愛することに通ずる」とした六六年の『期待される人間像』を待たずともなく、すでに戦後すぐの四七年の中学生用教科書『新しい憲法のはなし』(この教科書は平和主義的評価が高かった)では「天皇陛下を私たちのまん中にしっかりとお置きして、国を治めてゆくについてごころのないようにしなければなりません」と記されている。マスコミの聞くに耐えない野放図な「絶対敬語」の乱発も、すでに五四年段階でNHKが『皇室関係放送用語集』を、ついで五九年に新聞協会が『皇

室用語の扱い方』なるものをまとめたことに起因している。

そして暴力装置としての国家神道や右翼との結びつきに加えて、自衛隊との結合もまた強まっている。いわゆる自衛隊の「堵命義務の欠落」は、「家族と郷土を愛し、国土と国家を守る」だけでは埋められず、彼らは一貫して天皇との結びつきの強化を求めてきた。七三年に発覚した「防衛庁長官上奏事件」に関連して暴露されたように、六五年以来、毎年定期的に、陸海空三軍幹部が天皇に「拝謁」することが定例化していったのである。「横田耕一」。

「五十年問題」を契機に噴出した「英霊思想」を掲げた日本遺族会を先頭とする草の根保守勢力の台頭についても注意を払う必要がある。

### 権威主義的国家主義的 統合に抗して

近代国家における国民統合の形式と論理を創り出すために、改作・創造された虚構にすぎない近代天皇制が、法制度的にも、イデオロギーとその装置においても、さらに実上の運用においても、「象徴規定」を通して戦後も一貫して温存された。

そうして天皇制は、「万世一系」「単一民族」というイデオロギーによって天皇と民衆とを相互的に補完し、民族の統合と国家的統合を担うものとして存続し、天皇と民衆の「歴史の偽造」の共犯構造をも造り出した。殺戮・強奪を忘れ、戦禍の苦しみだけを記憶するための、いわば「忘却と記憶の装置」としての天皇制「美尚中」である。民衆のなかに存在する卑俗な社会意識たる八神秘観・貴賤観やあるいは宗教的心理、そして慣習・習俗などとの入れ子構造の中に天皇制は存在し続けたのである。さらにそれが日常不断にありとあらゆる手段をとって、あらゆる場面、あらゆる領域で「神聖さ」や「超越性」「崇高性」を我々に植え付けていく。日本の社会が内包する権威主義的、かつ差別的排外的構造がそれを相互媒介的に加速させている。かくして天皇制は、ヒロヒトからアキヒトへの「代替り」を遂げ、今また「五十年問題」を処理していった。

私たちは「虚構にすぎない(近代)天皇制」を、まず事実を掘り起こし粘り強く暴露していくことが重要であるが、天皇の宗教的権威(国家神道)の強化と政治的機能(国事行

為であれ「公的」行為であれ)の強化に反対し、一切の国家(至上)主義的統合に反対し、排他的擬似共同体意識(村落共同体的家族主義的なそれから、現在においては企業社会的秩序を基礎にしている)に反対していくことではなければならない。

反天皇闘争の射程は、確実に「自由と平等」を超え、民衆の自己解放の闘いにとっても必要不可欠なものである。新左翼運動の分解と衰退以降、何かしら改良的運動が革命的運動を押しつぶし、民主主義的課題が共産主義的課題に取って代わられてきた。そしてそれが日本の民衆運動にとって解放的要素と展望をもたらしたのか、とさえ決してそうではない。憲法であれ何であれ「現実の階級闘争と人民闘争が天皇制に対して闘った、その具体的な政治的社会的な水準を法は反映するのにすぎない」「伊達邦彦」という観点を忘れてはならない。

我々には政治的社会的、文化的イデオロギー的な闘いと、それを創り出し、押し広げうる民衆運動の社会的共同性の新たな形成が目指さすことが是非とも要求されている。

千葉良光



## 沖縄の女たちは立ち上がった：

### 沖縄・米兵の少女暴行事件に抗議するかながわ女性の集会

開会前に会場に着いたが、すでに満席で通路に椅子を並べる状態。参加者は百五十を超えていたのではないかと。年配の女性たちも目につく。

最初に主催者から「沖縄で起きた今回の事件に大きな憤りを感じ、沖縄に次ぐ基地県神奈川の女性達でも集会を」という声があがった。しかし自分たちの意識の中に沖縄でよかつた、という意識が少しでもないだろうか。それは従軍慰安婦の問題でも、日本人の女性でなくてよかつたという気持ちがないだろうか、という問いかけと共通している。抽象的ではなく具体的にどう行動するかを考える契機としたい」と、挨拶。

### 沖縄では安保条約が よく見える

桑江さんは沖縄市役所女性推進課長という肩書きを持ち

つつ、事件発生直後から米領事館への抗議・座込み行動から、女たちの会の結成、そして政府への要請行動の中心的役割を担ってきた方である。「沖縄は、〇・六%の国土に七五%の米軍基地が存在し、陸・海・空・海兵の四軍が駐留している。

今までも性犯罪は多発しており、年々減るどころか増加している。米軍はその度毎に再発防止を口にしてきたが、実効はあがっていない。これは軍隊というものの構造から起こっており、基地を撤去しないかぎりならぬ。女性たちは怒り立ち上がった。大田知事も事件直後の全国知事会で発言したが周囲の反応は冷たく「傷つかない人は痛くもかゆくもない、残念で苦しい」と語った。五年前、反戦地主の契約拒否に対して公約に違反して代理署名をし

た大田知事も、今回は代理署名を拒否し頑張っている。県道104号線を通行止めにした実弾射撃訓練が一年三六五日行なわれ、占領時代から変わることもなく基地周辺の人権は脅かされ続けている。東京や大阪に比べると見えないかも知れないが、沖縄では安保条約がよく見える。そして私たちは今『沖縄を返せ』ではなく『沖縄に返せ』といいたい。

もうこれ以上がまんできないという切迫し、憤怒に満ちた沖縄の人たちの、女たちの気持ちがあがった。立錐の余地のない参加者一人一人の心に投げかけられるような内容であった。

### 安保再定義II基地恒久化

ついで梅林さんは「安全保障とは何か?誰のための、何のためなのか?住民の安全が

保障されなくて何の安全保障か?冷戦後の安全保障とは、領土の安全保障ではなく民衆の安全保障である。」そして「……人間の安全保障とは、子どもが死なないこと、健康でいること、女性がレイプされないことであり、武器に代わって人権にかかわること」という一九九四年のマルウルハクサン氏の言葉から語りはじめ、「今回の大田知事の行動の背景には、十一月二十八日、十九年ぶりに閣議決定された防衛大綱での日米安保の再定義問題がある。極東安保からアジア太平洋の安保として拡大し、米軍を支えるという内容は『冷戦後、基地縮小を期待していたにもかかわらず極東での十万人規模の軍隊の駐留が維持されることになった。とうてい代理署名など出来ない』とする大田知事の言葉に示されているように、日米間の『合意』で来世紀まで沖縄の基地が固定化されることへの、はっきりとした拒否の姿勢である。冷戦後、アメリカは対ソ戦

去る十二月十五日、神奈川の女性たちによる実行委員会主催で「沖縄・米兵の少女暴行事件に抗議するかながわ女性の集会」神奈川の基地と女性差別を考える」が横浜で開かれた。

パネラーは、沖縄の「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」事務局長の桑江テル子さんとPCDS(太平洋軍備撤廃運動)国際コーディネーター梅林宏道さん、コーディネーターとして脱軍備ネットワーク・キャッチピースの中山悦子さん。



アピール

戦後50年目の今年、九月に起きた米海兵隊員による沖縄の少女暴行事件に、神奈川の私たちは大きな衝撃と深い心の痛みを受けています。日本の国土面積の0.6%に過ぎない沖縄が全国の米軍基地の75%を押しつけられ、人々は心身の平安を脅かされて「占領下」の状況におかれているのを、私たちはこれまで見過ごしてきたのです。

私たちの神奈川も、沖縄とは規模こそ違え全国でも有数の基地県であり、アメリカのアジアにおける戦略拠点として重要な機能を持たされています。基地被害も、1985年以降の10年間に、27件の凶悪事件を含む495件の米兵犯罪が起きています。県議会に報告されています。中でも忘れることができないのは1977年9月、整備不良の米軍機が横浜市青葉区の民家に墜落、幼い兄弟とその母親の3人が亡くなり、7人が重軽傷を負った事件です。パイロットの救出と米軍の機密保持が優先され、被害者の救助は後回しにされました。被害者の家族が起こした民事訴訟では、米軍人にも裁判権が及ぶことが確認されながら、原因や責任は明らかにされず、横浜地裁は日本に第一次裁判権はないとして被告を不起訴処分にしたのです。この状況は今も変わりません。

基地に関わる女性の性と人権の侵害はとりわけ深刻です。沖縄県警によれば、本土復帰から昨年までの23年間の米軍関係者による婦女暴行は111件、被害者は124人に達しているとのことですが、これは氷山の一角に過ぎません。神奈川でも知られない被害はどれほどでしょう。女性を差別し、女性の性被害の責任を被害者に負わせようとする社会、マスコミを始めとして興味本位に取り沙汰する社会の中で、被害者はひたすら沈黙するしかなかったのです。その中で私たちが、これまでの数多いレイプ事件を見過ごしてきたことが今回の痛ましい事件を招いたと言えましょう。

この問題は、「軍隊慰安婦」に対して謝罪も補償もしようとしぬ政府の姿勢、「あれは戦時下のことだから仕方がない」という男たちの意識にも繋がります。現在も男たちのアジアへの買春観光・幼児買春、国内ではアジア女性の人身売買・管理売春が続いていますが、それを許している日本社会の問題に繋がります。

「武器なき平和の建設」という沖縄の心は私たちの心です。沖縄の女性たちは今、長い忍耐を破って立ち上がりました。私たちも連帯して立ち上がり、米兵の少女暴行事件に抗議し、先ず沖縄の米軍基地撤去を求め、全国の軍事基地撤去を求め、さらに女性の人権の確立を目指してここに声を上げます。そして、私たちとともに考え行動することを神奈川県民の皆様様に訴えます。

1995年12月15日

「沖縄・米兵の少女暴行事件に抗議するかながわ女性の集会」参加者一同

中に浮かんだのは、やはりウチナー(沖縄)とヤマトとの「温度差」であった。沖縄は島ぐるみ闘争以来と言われる反軍・反基地・反安保の世論が高まっている。しかし、あの宝珠山発言(「沖縄は基地と共生しろ!」)の時も、そうであったが、基地の中で生活せざるを得ない沖縄の現実を、私たちはどれほど肌身で感じられる想像力を持てたのだろうか。(例えば嘉手納町の全面積の82.9%を米軍基地が占めている。)

私たちは今、三度の安保闘争の時を迎えている。七〇安保闘争の時に生まれたウーマンリブの運動から四半世紀を経て、性暴力の廃絶の獲得をめざす私たちの連帯と闘いの努力と成果が、この沖縄の反軍反基地・反安保の闘いと固く結び合うことが求められている。そのみが「私のようにならない」と告発した少女の勇気に応えることではないだろうか。

篠原燎子

略から地域紛争に対応する前方展開戦略への転換を行い、国防費も大幅な削減が行なわれた。アジア・太平洋地域においても約二十%が削減された。しかし、その中で在日米軍のみ例外とされ、米軍を東アジアに十万人駐留させ、極東からアジア全域をカバーす

るだけでなく中東、さらに東アフリカをその守備範囲とするまでに広域化している。勿論これは日米安保条約を大きく逸脱したものである。こうした『安保再定義』の真つ只中で今回の事件が起こったことを考えるなら、大田知事の代行署名拒否という決断の意

味はより鮮明になってくる。」と語り、「我々日本の世論・運動が大切である。米軍基地を維持するために我々の膨大な税金が使われていること(思いやり予算!)に目を向け、納税者民主主義をもっと発揮しなければならぬ」と結んだ。

講演の後、基地神奈川から様々な現状報告がなされたが、基地に囲まれて暮らさざるをえない沖縄の人々との結びつきが口々に語られた。神奈川における反基地闘争の報告を聞きつつ、私の頭の

問われる私たちの闘い